

○デジタル庁告示第三号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年一月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗

一 令和七年度青森県鶴田町臨時福祉灯油購入費助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度鶴田町一般会計補正予算における、青森県鶴田町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二 令和七年度青森県野辺地町生活困窮者世帯に対する灯油購入費支援助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度野辺地町一般会計補正予算における、青森県野辺地町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三 令和七年度秋田県能代市食料品価格高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度能代市一般会計補正予算における、秋田県能代市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をい

う。)

四 令和七年度千葉県船橋市食料品等価格高騰支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度船橋市一般会計補正予算における、千葉県船橋市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

五 令和七年度京都府福知山市食料品等高騰対策臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度福知山市一般会計補正予算における、京都府福知山市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。